

立地計画書（新設）

令和7年1月22日

山梨県知事 殿

埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目2番1号

株式会社カインズ

代表取締役 高家 正行

（担当者：店舗建設部 渡邊 幸正 TEL0495-88-7117）

大規模集客施設等の立地に関する方針（第3章2（1）①）により、次のとおり届け出ます。

大規模集客施設等の名称	（仮称）カインズ笛吹石和店	
大規模集客施設等の立地を予定する場所	（所在地） 笛吹市石和町四日市場字大口町1742番 外 （位置図） 別添広域図、周辺図、配置図	
大規模集客施設等の規模及び業種	（合計床面積）※2	10,003㎡
	（敷地面積）	26,787㎡
	（駐車場収容台数）	355台
	（施設で営む主な業種）	ホームセンター
大規模小売店舗の概要※ ※大規模小売店舗の場合に記入	（店舗面積）※2	8,645㎡
	（核となる店舗の小売業者名） 株式会社カインズ	
	（その業態及び主な販売品目） ホームセンター 建材資材、農業資材、日曜大工用品、園芸、エクステリア、インテリア、照明、電材、家電小物、カー・レジャー用品、日用品等の販売	
	（その他のテナント名） 無し	
立地（開業）までのスケジュール	（必要な法定手続の種類・着手予定時期）※3 都市計画法：令和7年3月中旬以降申請 農地転用：令和7年3月中旬以降申請 大規模小売店舗立地法：令和7年8月初旬届出 （着工予定年月日）令和7年8月中旬 （開業予定年月日）令和8年4月	

※1 施設の位置関係がわかるような図面（A4）を添付してください。

※2 複数棟の集客施設が一体的に利用される場合は、その床面積の合計を記入してください。（P13参照）

※3 都市計画法・農地法・大規模小売店舗立地法・農業振興地域の整備に関する法律・環境影響評価法・県環境影響評価条例・土地区画整理法・建築基準法・県宅地開発事業の基準に関する条例・森林法に定める手続のうち、後続の法定手続として必要なものを記入し、その着手予定時期を併記してください。（P14参照）